農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

丸亀市長 松永 恭二

		70毫重的 四次 二		
市町村名(市町村コード)		丸亀市 (37202)		
(地域内農業集落名)		綾歌 地区		
	(岡田村)赤坂,打越,河内,市地,平塚,室塚,俊正,西山,原村,重永,津森,平尾,射場,天神,宿母,小椎尾, 咲屋,中央,中新田,小津森,一本木,椎尾,中筋,北原,上新開,下新開,下土居,井岡,田中,畑田,重光,滝鼻,向王寺,成願寺,北山,森俊,東原,西新田,国吉(栗熊村)西行末,荒,一丁地,烏田,津畑,中佐,天神,定連,西谷,長者原,東行末,馬指,旭,住吉,渡池,中村,寺川,原,木山,大谷,川西(富熊村)本村北,本村中,本村南,旭,西沖上,東沖上,中塚,次見,庄,水掛,北岡,塔寺,油山,奥中,奥西,奥東,大原南,大原北			
協議の結果を取り	まとめた年月日	令和 6年 3月 19日 (第1回)		
		(ガーロ)		

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

ほ場整備地は、担い手への集積が進みつつあるが、未整備地は高低差がある不整形農地が多く、担い手への集積には限 界がある。

中心経営体の引き受け意向面積<u>58.6ha</u>に対し、農業者70歳以上で後継者未定の農地121.5haあり、新たな受け手の確保 が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

岡田地区:集落営農組織を中心に認定農業者への受け入れを促し対応していく。

栗熊地区:基盤整備地の活用を促す。

富熊地区:集落営農組織の設立に取り組み、農地の集積を促す。

離農や規模縮小を希望する農業者等の農地については、農地中間管理事業を活用して中心経営体に集積する。 (基盤整備への取り組み方針)

小津森、上・下新開、赤坂・河内、原村、東渡池地域において、基盤整備を協議・計画し、農業の生産効率の向上、農地集 積・集約化を図る。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

•		
	区域内の農用地等面積	1,117.0 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	609.1 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事	項】 ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理等により、農地を維持していく。

農振農用地区域内の農地については、優良な農地として保全管理を図るとともに、積極的に基盤整備事業等を行う区域と する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向け	ナナ _ニ 鳥	農用地の効率的かつ総合	合的	は利用を図るた	めに	こ必要な事項			
	(1)農用地の集積、集約個	<u>:</u> の;	方 針							
	農地中間管理機構を活用し	て、	認定農業者や新規就農者	、集	落営農法人等を「	中心	に団地面積の拡力	くを:	進めるとともに、	
	担い手への農地集積を進めん	5。								
	(2)農地中間管理機構の (2)	舌用	 方針							
	地域の農地の貸借は農地の							約	化を段階的に進	
	めるとともに、将来的には担い	ハ手	の効率的な営農に繋がる約	圣営	農地の集約化を目	指	す。			
	L (3)基盤整備事業への取得	組方	 針							
	農業の生産効率の向上や原			豊道	、用排水、暗渠排	水等	の整備、農地のス	大区	画化·汎用化等	
	の基盤整備に取り組む。さら									
	(4)多様な経営体の確保・	苔 6	せの取組方針							
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		* * ***	· 田 :	等±.今め 労働力	を確	保するとともに 格	医柑	の共同利田等#.	
	認定新規就農者等地域内の後継者育成や、外部からの雇用等も含め、労働力を確保するとともに、機械の共同利用等 検討していく。									
	労働力の確保が難しい経営体においては、経営規模や作物に合ったスマート農業技術やデジタル技術の									
	化や効率化を進め、農業経営	豊業経営の安定化を図る。								
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
	地域内で作業受託を行う事業体へ農作業の一部を委託することで、農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制									
	作る。併せて、農業支援サー			うし、	地域内で情報共	有す	ることで、作業委託	迁を	必要とする経営	
	体が積極的に活用できる環境	7. 金.	用を仃つ。							
	L 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)									
	□①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等	
	□ ⑥燃料·資源作物等		⑦保全・管理等		8農業用施設		⑨耕畜連携		⑩その他	
	【選択した上記の取組方針	-1			© 12CF147 1870 E12C		© 101 E1 C 203	_	(() ()	
		1								